

計画主体名	平泉町		
計画期間 実施期間	平成26年度～平成30年度 平成26年度～平成28年度	総事業費（交付金）	249,913 千円（106,500 千円）

1 計画全体について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	「地域産物の販売額の増加」を目標としており、本施設を整備することにより都市住民との交流拠点及び地域で生産された農産物の販売拠点として位置づけられるとともに、地域の生産者の生産意欲の向上につながり、農山漁村の活性化を図るものであることから、法律の趣旨及び国が策定する基本方針と適合している。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	平泉町総合発展計画に位置付けされており、安全な食料の確保と地域経済・環境の維持のために、意欲ある担い手の確保、農地利用の集約化と基盤整備、水稻、畜産、りんご、花き、野菜などの生産性の向上、環境や健康に配慮した環境保全型農業の推進、特産品開発や直売所の充実、平泉型グリーンツーリズムを推進するとともに、快適で美しい農村づくり、森林のもつ多様な公益的機能の保全・整備を図る。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	活性化計画の策定にあたっては、農林漁業者をはじめとした地域住民等で形成された『道の駅「平泉（仮称）」施設整備検討委員会』や、施設整備後の運営主体となる『道の駅「平泉（仮称）」運営協議会』等で検討し、合意を得て策定したものである。
活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	○	地区の説明会及び町民向け広報等により随時情報提供しながら、女性の意見や提案などを聞く機会を設けている。
事業の推進体制は確立されているか	○	国、県等関係する機関により施設整備検討委員会を組織し、事業を推進している。また、町内の農業者や商工業者等を中心に、検討部会を組織し、事業推進を図っている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	地域連携販売力強化施設の整備による地域産物の販売額の増加といった定住及び地域間交流の促進に資する目標となっているため、活性化計画目標と整合している。
計画期間・実施期間は適切か	○	計画期間を平成26～30年度の5年間とし、実施期間は3年とする。事業は3ヶ年で事業完了する見込みであり、施設整備後の平成29～30年度については目標達成への取組期間としており、期間は適切である。 計画期間：平成26～30年度、実施期間：平成26～28年度
交付金要望額は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	○	事業費249,913千円に対し、交付額算定交付率は1/2であることから、交付要望額106,500千円は交付限度額の範囲内である。

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	新たな施設整備であることから、本項目には該当しない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	○	新たな施設整備であることから、本項目には該当しない。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	左記省令の耐用年数表により、農林水産物直売施設の（木造）の耐用年数は22年、食材提供供給施設の耐用年数は20年、備品類も耐用年数5年以上のものを対象としている。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか	○	下記により見込まれる。
費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領（平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知）により適切に行われているか）	○	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づいて算定している。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	上記の費用対効果分析による算定結果が1.77となっており、1.0以上となっている。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	事業内容は、実施要領別表（3）地域間交流拠点の整備「38 受入強化施設」であり、事業実施主体は平泉町である。よって事業内容及び事業主体ともに、実施要領による要件4を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	交付先は平泉町であり、施設整備後は町有施設として管理規定に基づき取り扱うことから目的外使用の恐れはない。
施設等の利活用の見通し等は適正か	○	下記により適正である。
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	○	現在当町に点在する5つの直売所の現状と今後の見込みを踏まえ、新たな拠点となる施設を整備するものである。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	○	当町には、小規模な直売所が5つあり、それぞれが特色ある直売活動を実施しているが、常設ではなかったり点在している等の理由から利用客の伸び悩みが課題である。本計画による新たな施設には、販売拠点を集中させるとともに、道の駅と併設した立地条件を生かし、これまでの利用客に加え、全国から訪れる観光客等へ安心・安全な町内農産物及び加工品等をPRすることで、施設利用者の増加を図る。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○	地元住民のみならず観光客を含めた幅広い年齢層が再来店いただくよう、地元農産物の提供だけではなく、町内で生産された加工品の品揃えも充実させ通年営業できる体制を構築する。また、食材提供施設では郷土食を中心としたメニューを開発し地域の食文化の発信に努める。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○	本計画の施設設置場所は、当町の中央を南北に縦断する国道4号線沿いであり交通量も多いことから、本計画と並行して敷地内に道の駅も整備する。道の駅と地域連携販売力強化施設（販売促進・食材提供）、それぞれは異なるが、互いに相乗効果による施設利用者の増加を見込む。

施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	○	施設整備検討委員会には、女性の参加があり、その結果を反映することで、女性に開かれた施設整備となる。また町内には、農業や農作物の加工に取り組む女性が多くおり、施設整備により女性参画が促進される。
事業費積算等は適正か	○	下記により適正である。
過大な積算としていないか	○	必要最小限の施設整備にとどめ、過大な積算とはなっていない。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	必要最小限の施設整備にとどめ、建設・整備コストの低減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	○	附帯施設である駐車場、貯水槽、倉庫は、用途・目的により事業費を区分けし、面積で適正に案分しており、建物及び事業遂行上必要なものであり、汎用性の高いものは対象とせず、整備基本計画及び実施計画で必要な施設規模の検討を行う。
備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	○	施設の運営に必要な什器類や業務用冷蔵庫、厨房機器などを中心に交付対象としており、汎用性の高いものはない。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○	整備予定場所は当町の中央を南北に縦断する国道4号線と町内の東西を横断する主要幹線道路が交差する地点であることから、集客及び生産者の利便性とも好適地である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○	施設用地は国土交通省用地であるが、現在協議を進めており、平成26年度に用地交換を行い、施設用地を確保する見通しがついている。
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用（平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知）に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—	（該当なし）
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か	○	下記により適正である。
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知）別記Ⅱの第1の2の（4）のウの基準に照らし適正であるか	—	（該当なし）
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	○	施設に関する事業費219,613,000円 延べ床面積630㎡である。単価は348,592円/㎡となるが、施設別上限事業費に基づき、基準を超える部分については交付対象外としているため、適正である。

地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか	○	下記により内容を満たすものとなっている。
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	○	施設整備に向け、農林業者をはじめとした地域住民で連携して事業を進めている。施設での町内農産物販売や、地域間交流による他市町村の農産物販売も検討している。
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	○	販売拠点を集中させることにより利用客の増加が図られ、生産者の販売力強化につながる。ブランド化については、地域農産物の露出度を高めていくことが必要不可欠であることから、整備施設を通じて広く地域内外に発信していく。施設の整備により生産者の生産意欲が高まることが見込まれ、必要な施設である。
1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	○	年間を通しての運営を行うため、継続的に雇用と所得を生み出す施設である。
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	○	施設を整備することで、地域での販売場所を確保し、地域農産物の販売促進を図り、農業の6次産業化を促進する。また施設整備に併せて、地域の女性などを対象とした6次産業化に向けた懇談会を開催し、女性参画を促進し、地域農業の6次産業化に向けた取組を行う。
事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	平泉町が事業実施主体であり、十分に検討され適正な資金調達計画が策定されている。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○	当町では町内の産業活性化のため、地元業者を指名し、指名競争入札をおこなっている。本事業における入札についても指名競争入札とし適正に行う予定である。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか	○	下記により適正に行われる見込みである。
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	○	施設の維持管理は事業実施主体の平泉町が適正に行う。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	○	施設整備後の運営主体となる『道の駅「平泉（仮称）」運営協議会』が主体となり関係者で協議した施設の収支計画を策定しており、中小企業診断士による経営診断を受けており、適切に設定されている。
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	○	交流拡大の観点から道の駅整備事業として駐車場整備（道の駅分）、トイレ、休憩施設を国土交通省の事業費及び町単独費と合わせて整備することとしており、用途・目的により事業費を区分けし、面積で適正に案分している。また、地域振興施設については、上限事業費を超えた交付対象外部分については町単独費とする。
他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること。）	○	他の事業への重複申請の予定はない。

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、事前点検シート及び判断の根拠となった資料についても併せて公表するものとする。